

陳 情 文 書 表

<p>受付番号</p>	<p>第 5 5 号</p>
<p>件 名</p>	<p>平成28年9月1日武庫が丘コミセンの無償譲渡契約の締結当事者が別途訴訟により、不存在になってしまいました。現時点、『無償譲渡契約の適格な当事者であることを確認できる第三者対抗要件を、受理または作成していない』という状況では、平成28年9月1日無償譲渡契約文書は、「無効」です。よって、新しい「法律行為」を求める陳情</p>
<p>受付年月日</p>	<p>令和2年5月25日</p>
<p>陳 情 者</p>	<p>三田市 XXXXXXXXXX 宝代地 一雄</p>
<p>要 旨</p>	<p>《陳情の要旨》 現時点、武庫が丘コミセンに関する無償譲渡の公文書公開請求をすると平成28年9月1日締結の文書が出てきます。平成28年9月1日代表者会長〇〇〇〇とあります。しかし、当時、欠けている組織があったため、正規の連合自治会ではないという理由で、平成28年4月10日総会が別途訴訟にて無効になったため、この代表者会長〇〇〇〇という肩書き付きで人物は、平成28年9月1日には存在できません。不存在になってしまいました。よって、適格な当事者ではなくなりました。よって、平成28年9月1日武庫が丘コミセンの無償譲渡契約文書は、「無効な文書」になってしまいました。よって、公文書公開できる文書ではなくなりました。この無償譲渡を有効にするには、新しい「法律行為」が求められます。</p> <p>《陳情事項》 〈第4回目となる陳情の、新しい陳情事項 その①〉 担当課の措置は「法的に正しい」とされるなら、平成28年9月1日無償譲渡契約の当事者が適格な当事者であることを第三者対抗できるものの提示を求めます。</p> <p>〈第4回目となる陳情の、新しい陳情事項 その②〉 平成30年8月7日三田市情報公開審査会へ不服措置として為した審査請求から約2年、令和元年6月4日再開の公文書公開請求から約1年が経過してようとしています。陳情が陳情になっていないこのような進行では、陳情者にも、答弁、質問、反論をする機会が必要です。常任委員会が承認すると「陳情者の呼び出し」が可能になります。第4回目となる予定の常任委員会に、ぜひ、陳情者をお呼び下さい。</p> <p>〈第4回目となる陳情の、新しい陳情事項 その③〉 平成29年10月5日和解により、平成28年4月10日連合自治会総会が無効になり、平成28年9月1日無償譲渡契約の連合自治会の当事者が不存在になってしまったのです。よって、この無償譲渡契約は、無効な行為なので「追認による遡及効」はありません。適格な当事者にて「新しい法律行為」求められます。確定日付のある証書が必要です。三田市長に作成を要請して下さい。</p> <p>〈第4回目となる陳情の、新しい陳情事項 その④〉 陳情第51号において、常任委員会の審議が「平成29年4月9日、連合自治会は追認をしているのでこの問題は終結しているとするのは、議案62号の別紙2に記載されている追認の法解釈が間違っています」と訴</p>

えたのですが、この訴えに関する審議はまったくありません、どうなったのか回答下さい。

〈第4回目となる陳情の、新しい陳情事項 その⑤〉

現行、武庫が丘コミセンは無償譲渡契約が無効なため、三田市が所有者です。新しい法律行為を為し、現武庫が丘コミセンを地域の住民に活用させて下さい。

付託委員会

生活地域常任委員会